

倉吉市せきがね温泉宿泊施設の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市条例第13号

倉吉市せきがね温泉宿泊施設の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、市民の心身の健康増進及び観光客等との交流を促進し、ゆとりのある市民生活の実現及び市民の福祉の向上並びに市の観光振興に資するため、倉吉市せきがね温泉宿泊施設(以下「温泉宿泊施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 温泉宿泊施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 倉吉市せきがね温泉宿泊施設
- (2) 位置 倉吉市関金町関金宿

(指定管理者による管理運営)

第3条 市長は、法第244条の2第3項の規定により指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に温泉宿泊施設の管理及び運営を行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 温泉宿泊施設の利用の許可に関する業務
- (2) 温泉宿泊施設の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (3) その他温泉宿泊施設の管理及び運営に関し市長が必要と認める業務

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な指定管理者の指定その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

(必要な規定の整備)

3 本則及び前項に定めるもののほか温泉宿泊施設の利用時間、休館日、利用料金その他の温泉宿泊施設の管理及び運営に関し必要な事項は、施行日までにこの条例を改正して定める。